

KIT虎ノ門大学院 学習支援計画書(シラバス)

科 目 名		科目コード	単位数	開講期	講義形式
商標法特論2		Z 312	2単位	3学期	ハイフレックス
Trademark Law 2					
科 目 分 野		課 程 領 域			
産業財産権		知的財産マネジメント専門科目			
担 当 教 員 名	メールアドレス	連絡方法 / オフィスアワー			
葦原 エミ	-	メールアポイントにて随時			

関連している科目(履修推奨科目)		
商標法特論1	意匠・商標法応用特論 ※1	←【※1:以下注意事項を参照】

授業の概要と到達目標

授業の主題と概要

商標審査基準及び主要な判決について検討を加えながら解説、講義し、商標法についての進んだ理解を獲得することを目的とする。講義を主とするが、受講者とのディスカッションを行う他、レポート提出を求める。
授業は商標審査基準、判決の基本的理解を目標とするものである。

到達(修得)目標

商標審査基準、主要判決、学説に関して、商標のプロフェッショナルとしての活動を行うにあたり十分な専門的知識を修得する。

受講対象者

受講対象者は商標法の条文についての基礎知識を有していることを前提とする。

履修上の注意事項やアドバイス

※1『意匠・商標法応用特論』の履修には、意匠法特論1と意匠法特論2、商標法特論1の単位を修得し、かつ商標法特論2を履修、もしくは、単位修得していることが必要です。

- ・ 授業中のディスカッションでは、指名もするが、積極的に議論に参加する姿勢を求める。
- ※ 欠席が、4コマ(90分=1コマ)を超える場合は、単位取得にも影響する。欠席の際は、事前連絡を徹底すること。
- ※ 担当する教員は実務家教員とする。
- ※ 授業にて配布する資料等教材や講義収録映像・音声の無断転用・転載を禁じます。

コンピテンシ修得目標

知識領域(Y軸)		ヒューマンパワー(Z軸)		思考プロセス(X軸)	
Y1: 基盤法令・テクノロジー		Z1: 問題発見力	○	X1: 企画	
Y2: 応用法令・実務・テクノロジー	○	Z2: 独創力		X2: 構想	
Y3: グローバル法令・実務	○	Z3: 問題解決力	○	X3: 調査・分析	○
Y4: マネジメント		Z4: プレゼンテーション力		X4: 設計・開発	
Y5: 戦略立案		Z5: 変革推進力		X5: 変革	
Y6: 標準化		Z6: コミュニケーション力		X6: 導入・運用	
		Z7: リーダーシップ力		X7: 評価・検証	
		Z8: ネゴシエーション力		X8: リーガルマインド	○
		Z9: オーナーシップ力		X9: ライフサイクル	

プラクティカム

イベント / ケース		教育技法	マテリアル / ツール
1	商標審査基準、主要判決についての講義	講義方式	

評価の方法

(総合評価項目と割合)		評価の要点
授業における平常点、レポート	50%	毎回、事務室より出席簿を準備する。 レポートやディスカッションへの積極的な姿勢も重要な評価要点となる。 期末試験により授業の理解度を確認する。
期末試験	50%	
合計	100%	

テキスト・参考図書など		備考
※ 追加する場合を含め、一部変更となる場合もございますので予めご了承ください		
テキスト (購入が必要)	商標審査基準[改訂第17版](発明推進協会) 講義資料を配布	商標審査基準は下記URL から入手可能
参考図書 (購入は任意・講師推奨)	類似商品・役務審査基準(発明推進協会) 商標・意匠・不正競争判例百選 第2版(有斐閣) 商標法講義第2版(発明推進協会) 新・商標法概説[第4版](青林書院)	類似商品・役務審査基準 は特許庁HP等から入手可 能
参 考 U R L		
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/index.html		

コマ	学 習 内 容	事前準備・課題	担当者	時間
1.2	I. 商標登録制度とその運用 1. 商標審査基準と類似商品・役務審査基準 2. 商標の機能並びに種類とその使用(第1条、第2条) II. 登録要件 1. 第3条第1項柱書		葦原	180分
	イベント			
3.4	2. 第3条第1項各号 3. 使用による識別力の獲得(第3条第2項)		葦原	180分
	イベント			
5.6	III. 不登録事由 1. 公益的不登録事由—第4条第1項第1号乃至第6号、第9号、 第7号、第16号、第18号 2. 私益的不登録事由—第4条第1項第11号(商標の類似)		葦原	180分
	イベント			
7.8	3. 私益的不登録事由—第4条第1項第11号(商品・役務の類似) 4. 私益的不登録事由—第4条第1項第10号、第12号乃至第15 号		葦原	180分
	イベント			
9.10	5. 私益的不登録事由—第4条第1項第19号、第17号、第8号 6. その他の拒絶理由 第6条、第8条等		葦原	180分
	イベント			
11.12	IV. 周知著名商標の保護 地域団体商標制度、防護標章登録制度、不正競争防止法 V. 商標登録の阻止・排除 情報提供、異議申立、取消審判、無効審判		葦原	180分
	イベント			
13.14	VI. 商標権の効力とその制限 VII. 商標権侵害		葦原	180分
	イベント			
15.16	VIII. 国際出願制度 期末試験(90分)		葦原	180分
	イベント	試験は後半90分のコマで実施予定		

2026.07.11

※ 講義日程は、学事ポータルの講義日程表をご参照ください。
 ※ 学習内容やスケジュールは、状況に応じて一部変更・改善が生じる場合があります。